

令和3年度9月期－3 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行

監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

教育委員会 文化・生涯学習課

6 監査の期間

監査対象期間 令和3年4月1日から令和3年8月31日まで

監査実施期間 令和3年9月6日から令和3年9月27日まで

7 本監査の期日

令和3年9月27日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

(1) <指摘事項>

「令和3年度龍ヶ崎市立中央図書館指定管理料」において、指定管理者からの決算書等(団体の経営状況を説明できる書類)が、提出されていなかった。決算書等は、指定管理者の経営内容が健全であるかを判断するためのものである。早急に提出させること。

(2) 課題点等

監督職員が任命されていないもの、監督職員決定通知、着手届及び完了届において記載誤り及び記載漏れがあり、一部に不備が見られた。

また、契約書中の仕様書における提出書類等が確認できないものがあった。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務等の執行において、契約関係について課題は見られたものの、それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

文化生涯学習課においては、児童健全育成事業、文化芸術、図書館・歴史民俗資料館・文化会館等管理運営に加え、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も加わり、その業務範囲は多岐にわたり、契約件数が多く事業費も多額である。契約手続きをはじめ各書類等の事務処理にあたっては契約規則等を十分に遵守することはもとより、事務手続き内容の確認を含めた執行体制の改善及び強化に努め、適正に執行されたい。